

「会計参与の行動指針」の改正について

平成 29 年 3 月 24 日

会計参与の行動指針（平成 28 年 2 月 29 日改正）を次のように改正する。

新	旧
<p>会計参与の行動指針</p> <p>平成 18 年 4 月 25 日 改正 平成 19 年 5 月 25 日 改正 平成 20 年 7 月 9 日 改正 平成 21 年 8 月 10 日 改正 平成 22 年 7 月 7 日 改正 平成 23 年 10 月 14 日 改正 平成 26 年 3 月 24 日 改正 平成 28 年 2 月 29 日 最終改正 平成 29 年 3 月 24 日</p> <p>日本公認会計士協会 日本税理士会連合会</p>	<p>会計参与の行動指針</p> <p>平成 18 年 4 月 25 日 改正 平成 19 年 5 月 25 日 改正 平成 20 年 7 月 9 日 改正 平成 21 年 8 月 10 日 改正 平成 22 年 7 月 7 日 改正 平成 23 年 10 月 14 日 改正 平成 26 年 3 月 24 日 最終改正 平成 28 年 2 月 29 日</p> <p>日本公認会計士協会 日本税理士会連合会</p>
<p>目 次</p> <p>(省 略)</p>	<p>目 次</p> <p>(省 略)</p>
<p>~ (省略)</p>	<p>~ (省略)</p>
<p>参考</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 . 会計参与契約書 (省略)</p> <p>会 計 参 与 約 款</p> <p>(省略)</p> <p>第 3 条 (会計参与の行動指針)</p> <p>会計参与は、その職務を担うに当たって「会計参与の行動指針」(最終改正 平成 29 年 3 月 24 日 日本公認会計士協会、日本税理士会連合会) に拠る。</p> <p>(省略)</p>	<p>参考</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 . 会計参与契約書 (省略)</p> <p>会 計 参 与 約 款</p> <p>(省略)</p> <p>第 3 条 (会計参与の行動指針)</p> <p>会計参与は、その職務を担うに当たって「会計参与の行動指針」(最終改正 平成 28 年 2 月 29 日 日本公認会計士協会、日本税理士会連合会) に拠る。</p> <p>(省略)</p>

会計参与契約書及び会計参与約款のひな型の解説

(省略)

5. 会計帳簿等の提出期限

会計参与が、取締役と共同して計算関係書類を作成するためには、その基礎資料としての会計帳簿を計算関係書類作成期限までの一定の期間内に入手する必要がある。そこで契約書には会計帳簿等の提出期限を定めることにより、取締役の職務遂行責任を明確化する必要がある。

会計帳簿等の提出期限を定めるに当たっては会計帳簿等が当該期日までに提出されなくとも、共同して計算関係書類を作成した場合には、会計参与は会計参与報告において著しく遅滞して作成された事実とその理由を記載することに留意する。また、会計帳簿等が当該期日までに提出されないために、計算関係書類を共同して作成できない可能性、さらには辞任することもあることにも留意する必要がある。

なお、契約書作成時点で会計帳簿等の提出期限を確定できない場合には、決算前の一定時点において定めることも妨げない。

(省略)

3、4 (省略)

5. 「中小企業の会計に関する指針」確認一覧表

(1) 処理方法 (Yes、No、該当なしの欄にチェックマーク (✓) を書き込んで使用する。)

番号	項目	中小企業の会計に関する指針の主な内容	回答欄			摘要
			Yes	No	該当なし	
(省略)						
固定資産						
7-9	(預託保証金方式によるゴルフ会員権の減損)	時価が預託保証金の額を下回る場合には当該部分を債権の評価勘定として貸倒引当金を設定しているか。 ただし、預託保証金の回収が困難な場合には、貸倒引当金を設定せずにゴルフ会員権から直接控除することができる。				
7-10	(敷金)	敷金は、取得原価で計上しているか。 このうち、建物等の賃貸借契約において返還されないことが明示されている部分の金額については、税法固有の繰延資産に該当し、賃貸借期間にわたって償却しているか。 また、返還されないことが明示されていない部分の金額については、原状回復義務履行に伴い回収が見込まれない金額を合理的に見積ることができる場合は、当該金額を減額し、費用に計上しているか。				
(省略)						

会計参与契約書及び会計参与約款のひな型の解説

(省略)

5. 会計帳簿等の提出期限

会計参与が、取締役と共同して計算関係書類を作成するためには、その基礎資料としての会計帳簿を計算関係書類作成期限までの一定の期間内に入手する必要がある。そこで契約書には会計帳簿等の提出期限を定めることにより、取締役の職務遂行責任を明確化する必要がある。

会計帳簿等の提出期限を定めるに当たっては会計帳簿等が当該期日までに提出されなくとも、共同して計算関係書類を作成した場合には、会計参与は会計参与報告において著しく遅滞して作成された事実とその理由を記載することに留意する。また、会計帳簿等が当該期日までに提出されないために、計算関係書類を共同して作成できない可能性、さらには辞任することもあることにも留意する必要がある。

なお、契約書作成時点で会計帳簿等の提出期限を確定できない場合には、決算前の一定時点において定めることも妨げない。

(省略)

3、4 (省略)

5. 「中小企業の会計に関する指針」確認一覧表

(1) 処理方法 (Yes、No、該当なしの欄にチェックマーク (✓) を書き込んで使用する。)

番号	項目	中小企業の会計に関する指針の主な内容	回答欄			摘要
			Yes	No	該当なし	
(省略)						
固定資産						
7-9	(預託保証金の減損)	時価が預託保証金の額を下回る場合には当該部分を債権の評価勘定として貸倒引当金を設定しているか。 ただし、預託保証金の回収が困難な場合には、貸倒引当金を設定せずにゴルフ会員権から直接控除することができる。				
(新設)						
(省略)						

新							旧									
(2) 計算書類に関する表示							(2) 計算書類に関する表示									
番号	項目	内 容	関係法令等	回答欄			摘要	番号	項目	内 容	関係法令等	回答欄			摘要	
				Yes	No	該当なし						Yes	No	該当なし		
(省 略)							(省 略)									
流 動 負 債							流 動 負 債									
19-18	(区 分)	次に掲げる負債は、当該負債の名称を付した項目をもって流動負債に記載しているか。 1～9(省略) 10 資産除去債務のうち、1年以内に履行されると認められるもの 11(省略)	規 75					19-18	(区 分)	次に掲げる負債は、当該負債の名称を付した項目をもって流動負債に記載しているか。 1～9(省略) 10 資産除去債務のうち、1年以内に履行されると認められるもの(会社法においては、資産除去債務として負債の部に計上しなければならないとされているが、「中小企業の会計に関する指針」においては、その取扱いについて今後の我が国における企業会計慣行の成熟を踏まえつつ、引き続き検討することとされている。固定負債に掲げるものも同様) 11(省略)	規 75					
(省 略)							(省 略)									
以 上							以 上									

以 上